

福知山市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
福知山市教育委員会

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

福知山市教育委員会は、教育職員一人ひとりが心身ともに健康で、専門職としての力を十分に発揮できる環境こそが、児童生徒たちの学びと成長を支える最も重要な基盤だと考える。教育職員の健康確保と働きがいの向上は、個人の問題にとどまらず、学校組織全体の活力や教育の質の向上に直結する重要な課題である。

近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、学校には学力の保障に加え、不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応、家庭・地域との連携、危機管理や事務的業務など、従来以上に多様で高度な役割が求められている。その結果、教育職員の業務は複雑化・多様化し、長時間勤務や心身への負担が課題として顕在化している。

本市ではこれまで、勤務実態の把握、校務 DX の推進、外部人材の活用などを通じて、教育職員の業務負担軽減に取り組んできた。しかしながら、業務量の削減や時間管理のみを目的とした取組では、持続可能な学校運営や教育の質の向上につながりにくいという課題も明らかになってきた。

そこで本計画では、業務量管理と健康確保措置を一体的・計画的に推進するとともに、「働き方改革」から一歩前進させた「教育職員プロフェッショナル・シフト」を目指すこととした。教育職員のプロフェッショナルとしての使命は、児童生徒一人ひとりに、自ら学び、自ら選び、社会の中で自分らしく生きていく力を育むことにあると考える。「教育職員プロフェッショナル・シフト」とは、教育職員の仕事そのものを再設計することであり、業務を単に減らすだけでなく、業務の優先順位や学校に関わっていただいている全ての人材について役割分担を明確にし、教育職員がプロフェッショナルとしてやりがいと納得感をもって教育活動に取り組めるよう、働き方とマネジメントの在り方を転換していくものである。

本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の趣旨を踏まえ、教育職員の自発性・創造性・専門性が最大限発揮される環境を整えることで、児童生徒一人ひとりに丁寧に向き合うための時間とエネルギーを生み出すことを目的としている。

教育委員会と学校が共通認識のもとで業務量管理と健康確保、そして前向きなワークデザインの実現に取り組むことにより、教育職員がいきいきと働き続けることのできる学校づくりを進め、ひいては本市の教育の質の向上を図るため、本計画を策定するものである。

(2) 福知山市の現状

本市では、出退勤管理システムの導入等により勤務実態の把握を進めてきましたが、学校間や職務内容による業務負担の偏りが課題となっている。時間外在校等時間は減少しつつあるが、依然として長時間勤務をしている教育職員が存在している。

【令和6年度 時間外在校等時間の状況（確定値）】

校種	在籍教育職員数	月 45 時間超 80 時間未満の割合	月 80 時間超の割合
小学校	3,559 人	18.2%	1.0%
中学校	2,385 人	27.7%	7.1%

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、1 箇月 45 時間、1 年間 360 時間以内を遵守するとともに、1 箇月時間外在校等時間の平均を 30 時間程度とすることを旨とする。

【計画期間中の目標指標（KPI Key Performance Indicator）】

指標	現状値（R6）	目標値
月 45 時間超の教育職員割合	小 18.2% / 中 27.7%	0%
月 80 時間超の教育職員割合	小 1.0% / 中 7.1%	0%
月平均時間外在校等時間	小 32 h / 中 38 h	30 時間程度

(2) 働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保と働きがいの向上を図るため、ストレスチェックやアンケート等を活用し、健康面、働き方、専門性発揮の観点から状況を把握する。

【働きがい等に関する目標（KPI Key Performance Indicator）】

指標	現状値（R6）	現状値（R7）	目標値	把握方法
ストレスチェック受検率	91.0%	85.7%（後期）	100%	ストレスチェック結果
高ストレス者の割合	11.2%	8.4%	現状より減少	ストレスチェック結果
仕事に働きがいを感じている教育職員の割合	調査なし	調査なし	100%	プロフェッショナル・シフト調査の実施

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応として令和11年度までに、市長部局とも連携して学校が弁護士を活用しやすくなるよう環境を充実し、学校だけではなく教育委員会も含めた組織で対応できる体制を構築する。(「3分類」⑤関係)

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

部活動について段階的に、令和9年度から、実施可能な種目の休日部活動地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化・基準の明確化を図る。(「3分類」⑬関係)

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導・教育相談関係の校内会議への参加目標を100%とし、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。(「3分類」⑱関係)

(2) 学校における措置の推進

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数(小4以上は年間で1,015単位時間)を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ PBS(ポジティブ行動支援 Positive Behavior Support)の取組により、児童生徒との良好な関係の構築を促し、教育職員の働きがいの意識を高める。

ウ 電話の録音機能を全校に設置する。

エ 勤務時間外の電話対応時間の適正化を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保

1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して本人が希望した場合は、医師による面接指導を実施する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、福知山市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、福知山市HPで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。

(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、福知山市で導入している出退勤管理システムで結果を把握する。

- (3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (4) 各学校における「教育職員プロフェッショナル・シフト」の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、外部人材を活用し管理職等を対象としたマネジメントに関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- (5) 教育職員以外の事務職員等を含む学校に関わる全ての職員についても、本計画の趣旨に準じてフォローアップ体制を進めていくものとする。